

議決権行使の方針

朝日生命保険相互会社（以下「当社」といいます。）は、以下の考え方・プロセスに則り、適切な議決権行使およびその実施状況の公表に努めることとし、「議決権行使の方針」をここに公表します。

1. 議決権行使にかかる基本的考え方

当社は、お客様からお預かりしている資産を運用するにあたって、適切な議決権行使は、投資先企業の企業価値の維持・向上に繋がる重要な手段であると考え、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めます。

当社は、議決権の行使にあたっては、企業経営に関する経営者の判断を尊重しつつ、企業は中長期的な企業価値の維持・向上を図り適切なコーポレートガバナンスを確立すべきである、との考え方のもと、当方針に従い投資先企業の状況等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断します。

当社は、株主総会に提出された議案の個別精査において、企業価値を毀損する可能性があるかと判断される場合は、株主として必要な働きかけや意思表示等を行います。

2. 議決権行使の具体的なプロセス

当社は、上記の考え方に基づき、別に定める「議決権行使ガイドライン」に則り、投資先企業のコーポレートガバナンス、業績・財務状況、資本政策、株主への利益還元姿勢、等の視点から議案ごとに判断を行い、適切な行使に努めます。

なお、投資一任契約を通じて投資している投資先企業については、当社のスチュワードシップ責任を適切に果たすことができるよう運用委託先の方針を確認の上、運用委託先の議決権行使の方針に従って議決権を行使します。

<議決権行使プロセスの概要>

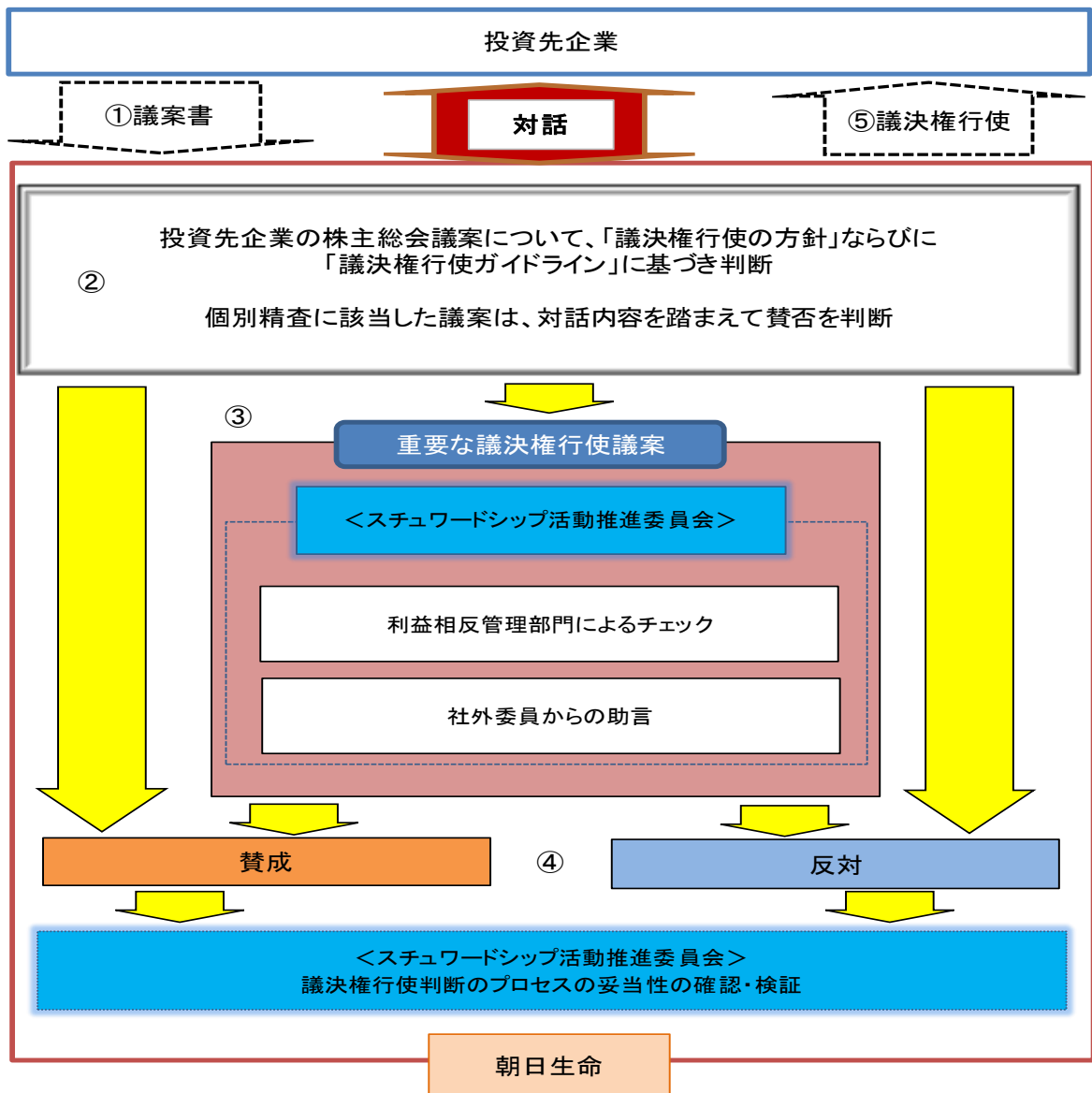
スチュワードシップ活動担当部門（証券運用部）は、議決権行使にあたって、「議決権行使ガイドライン」に照らし必要に応じて議案内容に関する対話を実施します。個別精査の必要がないと判断した議案については、原則賛成します。それ以外の議案については、コーポレートガバナンス、株主への利益還元姿勢等の状況や対話の内容を踏まえた上で、個別に精査を行い、賛否を判断します。

なお、重要な議決権行使議案の賛否の判断については、利益相反管理部門（コンプライアンス統括部）による利益相反管理の観点からのチェック、社外委員による専門的な立場からの助言等、「スチュワードシップ活動推進委員会」の審議を踏まえて実施します。

また、重要な議決権行使議案に関わらず、賛否を判断したすべての議案につき、「スチュワードシップ活動推進委員会」において、年度毎のスチュワードシップ活動の自己評価、結果公表を協議する際に、議決権行使判断のプロセスの妥当性の確認・検証を行います。

議案の個別精査に該当する「議決権行使ガイドライン」の主な基準は別紙のとおりです。

[\(リンク\) 別紙 議案の個別精査に該当する「議決権行使ガイドライン」の主な基準](#)



3. 議決権行使の実施状況の公表

当社は、議案に対する賛否の考え方や対話の状況を含め、議決権行使の実施状況について、原則、年1回、当社ホームページにて公表します。

以上